

事務事業調整票

大項目	各委員会の取扱い	中項目	農業委員
-----	----------	-----	------

主管課	野田市	農業委員会事務局
	関宿町	農業委員会事務局

事業・制度の概要（野田市）	事業・制度の概要（関宿町）	調整方針
定数及び選挙・選任による内訳 1. 定数 27人 内訳 選挙による委員 20人 選任による委員 7人 2. 選任委員の内訳 学識経験者（市議会推薦） 5人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 3. 法令基準 選挙による委員 30人以内 選任による委員 7人以内 内訳 市議会推薦 5人以内 農協推薦 1人 共済推薦 1人	定数及び選挙・選任による内訳 1. 定数 16人 内訳 選挙による委員 10人 選任による委員 6人 2. 選任委員の内訳 学識経験者（町議会推薦） 4人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合推薦 1人 3. 法令基準 選挙による委員 20人以内 選任による委員 7人以内 内訳 町議会推薦 5人以内 農協推薦 1人 共済推薦 1人	選挙による委員定数は在任特例を適用し、在任特例期間終了後は、野田市農業委員会に関する条例第2条の規定により20人とし、選任による委員定数は7人以内とします。
【参考】 農業委員会等に関する法律（定数の基準） （1）選挙委員（10人～40人の範囲で条例で定めるものとする） 区域内の農地面積が1300ha以下あるいは、 10a以上の耕作世帯数が1100戸以下の場合・・・20人以下 区域内の農地面積が1300haを超え、かつ、 10a以上の耕作世帯数が1100戸を超え、 に該当しない場合・・・・・・・・・・・・・・30人以下 区域内の農地面積が5000haを超え、かつ、 10a以上の耕作世帯数が6000戸を超える場合・・・40人以下 （2）選任委員（市町村長の選任） 農業協同組合、農業共済組合の推薦 各1人 議会の推薦 5人以内 （3）合併後の法令基準 選挙による委員 30人以内 選任による委員 7人以内 内訳 市議会推薦 5人以内 農協推薦 1人 共済推薦 1人		

事務事業調整票

大項目	各委員会の取扱い	中項目	農業委員
-----	----------	-----	------

主管課	野田市	農業委員会事務局
	関宿町	農業委員会事務局

事業・制度の概要（野田市）	事業・制度の概要（関宿町）	調整方針
<p>選挙区の地区割</p> <p>第1選挙区・・・中央地区・北部地区・川間地区 第2選挙区・・・東部地区・南部地区・福田地区</p> <p>現在の地区別農業委員数</p> <p>第1選挙区・・・中央地区 2人 北部地区 3人 川間地区 5人 合 計 10人</p> <p>第2選挙区・・・東部地区 3人 南部地区 3人 福田地区 4人 合 計 10人</p>	<p>選挙区の地区割</p> <p>選挙区は設けていない</p> <p>現在の地区別農業委員数</p> <p>関宿地区 2人 二川地区 4人 木間ヶ瀬地区 4人 合 計 10人</p>	<p>在任特例期間終了(平成17年7月19日)前の選挙までに新市の選挙区の地区割を調整します。</p>
<p>【参考】 選挙区の基準（農業委員会等に関する法律第10条の2） 区域内の農地面積が500ha以上となるか10a以上の耕作世帯数が600戸以上となるかいずれかに該当する場合、選挙区を設けることができる。</p>		

事務事業調整票

大項目	各委員会の取扱い	中項目	農業委員
-----	----------	-----	------

主管課	野田市	農業委員会事務局
	関宿町	農業委員会事務局

事業・制度の概要（野田市）					事業・制度の概要（関宿町）				調整方針
選挙区別定数					選挙区別定数				在任特例期間終了(平成17年7月19日)前の選挙までに新市の選挙区別定数を調整します。
選挙区	定数	農委選挙人名簿数 (10a以上)	耕作世帯数 (10a以上)	農地面積	選挙区は設けていない				
					定数	農委選挙人名簿数 (10a以上)	耕作世帯数 (10a以上)	農地面積	
第1選挙区	10人	2187人	604戸	1032ha	10人	3503人	1063戸	1203ha	
第2選挙区	10人	2256人	705戸	1203ha					
合計	20人	4443人	1309戸	2235ha					
耕作世帯数は2000年世界農林業センサスによる。 農地面積は固定資産課税台帳による。					耕作世帯数は2000年世界農林業センサスによる。 農地面積は固定資産課税台帳による。				
<p>【参考】 選挙区別定数の基準（農業委員会等に関する法律第10条の2） 各選挙区において選挙すべき委員の定数を定めるには、おおむね選挙人の数に比例しなければならない。</p>									

事務事業調整票

大項目	各委員会の取扱い	中項目	選挙
-----	----------	-----	----

主管課	野田市	選挙管理委員会
	関宿町	選挙管理委員会

事業・制度の概要（野田市）	事業・制度の概要（関宿町）	調整方針
<p>農業委員選挙の投票区</p> <p>農業委員選挙の投票区 6投票区設定（選挙区は2） 第1選挙区 第1～第3投票区 第2選挙区 第1～第3投票区</p>	<p>農業委員選挙の投票区</p> <p>農業委員選挙の投票区 3投票区設定（選挙区は1） 第1投票区 関宿地区 第2投票区 二川地区 第3投票区 木間ヶ瀬地区</p>	<p>在任特例期間終了（平成17年7月19日）前の選挙までに新市の投票区を調整します。</p>

第5回協議会で承認済み

事務事業調整票

大項目	各委員会の取扱い	中項目	農業委員
-----	----------	-----	------

主管課	野田市	農業委員会事務局
	関宿町	農業委員会事務局

事業・制度の概要（野田市）	事業・制度の概要（関宿町）	調整方針
<p>任期 平成14年7月20日～平成17年7月19日</p>	<p>任期 平成13年7月20日～平成16年7月19日</p>	<p>選挙による関宿町農業委員は、野田市農業委員の在任期間である平成17年7月19日まで引続き野田市農業委員として在任します。（合併特例法第8条を適用）ただし、関宿町の議会・農協・農業共済からは推薦された選任委員は失職します。</p>
<p>【参考】 編入合併の場合、編入する側の農業委員はそのまま在任できるが、編入される側の農業委員は原則として失職する。選挙による委員については合併特例法第8条の規定を適用する場合は、編入する側の農業委員の残任期間、引続き在任できる。ただし、選任による農業委員は失職する。</p>		

